

1. 件名

(株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設の設計及び工事の計画の認可申請書の記載の仕方等に関する面談

2. 日時

令和5年10月27日(金) 13時30分～16時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、武田安全審査官、青木安全審査専門職、

鈴木安全審査専門職

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当部長 他4名

5. 要旨

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、配布資料に基づき、設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請書の記載の仕方等について相談があった。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

(基本設計方針について)

- ・基本設計方針については、事業許可の記載と対比させた設工認申請書における基本設計方針と、条文ごとにまとめた具体の設計方針に齟齬が生じないように記載に留意すること。
- ・基本設計方針の目次については、第4次設工認申請対象設備に関連する条項に限定して作成すること。

(仕様表について)

- ・仕様表については、事業許可で約束した安全機能を踏まえ、技術基準への適合を確認するための項目の記載が必要である。例えば、技術基準に係る項目として、臨界関係においては核的制限値や他のユニットとの距離や設備の位置、閉じ込め機能においては開口部の面速に係る数値等を記載する必要がある。

(技術基準適合性について)

- ・技術基準適合性については、第4次設工認申請において設計変更がない場合には、その旨明確に記載し、改造工事や評価の見直しなどの設計変更がある場合には、その変更の内容の記載が必要である。

(全般について)

- ・本日伝えた内容を踏まえ申請書の体系を整理し、不明点があれば改めて相談すること。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、承知した旨回答があった。

6. 配布資料

資料1：第4次設工認申請の体系化の見直しについて（その2） REP-2023-00697

以上